

事務連絡  
令和3年3月15日

各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中  
小中等高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

### 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について

日頃より、文部科学行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について（要請）」（令和2年7月31日）で、その確実かつ早期に処分委託手続き等をお願いしたところです。

この度、環境省において、これまで各都道府県・各政令市において行われてきた管内における未処理の高濃度 PCB 廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における、変圧器、コンデンサー、安定器等の PCB 廃棄物の主な発見事例について整理を行うとともに、北九州事業地域において上記の処理完了後に発見され、継続保管となっている主な事例についても整理を行ったことから、別添の事例集等について、周知の依頼がまいりましたので、お知らせします。

別添の発見事例等を御参考に、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれては、管理する施設において高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないか、引き続き御確認いただくとともに、保管等している場合は、確実かつ早期に JESCO に処分委託手続き等を行っていただくようお願いします。都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、確認を促していただくとともに、該当がある場合は、確実かつ早期に JESCO に処分委託手続き等を行うことを周知徹底していただくようお願いします。

<添付資料>

- 別添 1 : 掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物・機器の発見事例
- 別添 2 : 計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例
- 別添 3 : 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について (依頼)

<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて  
(パンフレット)  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>
- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) ホームページ  
<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関すること  
参照先のパンフレット 12 ページに記載
- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関すること  
Tel : 03-5765-1935
- 「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について (依頼)」に関すること  
環境省環境再生・資源循環局 PCB 廃棄物処理推進室 (担当: 松岡)  
TEL : 03-6457-9096
- その他に関すること  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係  
TEL : 03-5253-4111 (内線 2533)